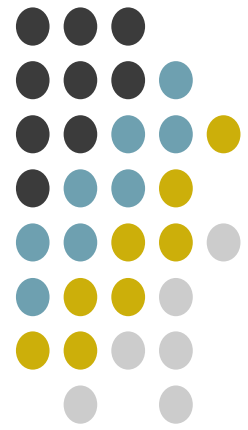




# フェローシップ・ニュース No.126



## 薬物事犯にかかわる最近の法改正について 詳しく解説！！

特定非営利活動法人  
アジア太平洋地域  
アディクション研究所

発行日  
2024年9月1日

APARIとは、アジア太平洋地域アディクション研究所 (Asia-Pacific Addiction Research Institute) の略称です。

全国のDARCやMAC等の社会復帰施設、福祉・教育・医療・司法機関と連携しながら、依存症から回復しようとする方々を支援しているシンクタンクです。

### <はじめに>

今号では、薬物事犯にかかわる最近のいろいろな法改正について解説していきます。このテーマで尾田（理事長）、高橋（理事・弁護士）、志立（事務局長）の3名で座談会を行いました。

### <1 刑の一部執行猶予の制度導入>

志立：刑の一部の執行猶予が始まってだいぶ経ちますね。

尾田：平成28年6月1日の施行から8年が経ちました。

高橋：結構経っているので、一部執行猶予期間中の人々がまた捕まったりしている。その場合、再度一部執行猶予になった人と、ならなかった人のケースがあります。判決を見たときに、一回チャンスを与えたのだから駄目だという場合と、もう一回チャンスあげようという場合がある。

志立：裁判官次第ということですね。

高橋：ですね。出所後にダルクに行くってところは同じなんですけど、裁判官次第に感じる。人も違うし同じ内容ではないけど。

志立：これって両方ともダルクに繋がる人？

高橋：繋がる人。ちなみに一部猶予をもらえなかった人はダルクに行き、一部猶予をもらった人はその後1か月くらいでダルクに行かないと言い始めています。

志立：ダルクに行くことで軽い判決もらったのにやっぱり行かないって。あるあるですね。

尾田：今それを聞いて思い出したことがあります。令和4年6月17日公布の刑法等一部改正法で、更生保護法も改正されました。仮釈放の特別順守事項にダルクのプログラムを受けることが入っていたら、必ず行かないといけない。それはこの最後の方で説明します。

### <2 大麻取締法の改正>

尾田 新法施行後（令和6年12月12日までに施行される）は、大麻が麻薬及び向精神薬取締法で規制されることになって、大麻の所持と使用が7年以下の懲役になります。

今まで大麻使用罪がなかったのは、大麻取締法の制定当初は日本には大麻乱用の問題がほとんどなかったのにGHQの圧力で作られた法律だったからです。

高橋 新法では大麻が何なのかが変わった。CBD（カンナビジオール）の問題もある。製造する過程でTHC（テトラヒドロカンナビノール）が混ざるので、ほぼ全部規制にひっかかる。

尾田 新法施行後にCBDの残留THCの濃度が規制値を超えていても、麻薬施用者の免許を受けた医師が特定臨床研究の一環として臨床研究用の麻薬として患者に施用することはできます。

志立 CBDに関してはこれでいいのでは？ 美容でも使う、オイルとか飲み物も規制されるのですか？

尾田 THCが一定濃度以上含まれれば規制される。

志立：部位別から今は成分別になったということ？

尾田：そういうことです。大麻使用罪ができるのはある意味当たり前。保護観察所の薬物検査で大麻の陽性反応が出てても何が悪いんだと開き直る人がいたからです。

### 目次：

薬物事犯にかかわる最近の法改正について詳しく解説!!...座談会	1
コラム 心のつぶやき日記(6)...タケ 大麻検査キット販売中！	5
藤岡ダルク入寮者からのメッセージ...クロスケ	6
家族教室リニューアルしました！	7
司法サポートのご案内 家族教室スケジュール	8

【令和7年6月1日施行】

刑法12条(拘禁刑)

1 拘禁刑は、無期及び有期とし、有期拘禁刑は、1月以上20年以下とする。  
2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。  
3 拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

刑事訴訟法第98条の4  
[監督保証人]

1 裁判所は、保釈を許し、又は勾留の執行停止をする場合において、必要と認めるときは、適当と認める者を、その同意を得て監督者として選任することができる。  
2 裁判所は、前項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、監督者として選任する者に対し(中略)監督保証金の没取の制度を理解させるために必要な事項を説明しなければならない。  
3 監督者は、被告人の逃亡を防止し、及び公判期日への出頭を確保するために必要な監督をするものとする。  
4 裁判所は、監督者に対し、次の各号に掲げる事項のいずれか又は全てを命ずるものとする。  
①一被告人が召喚を受けたときその他この法律又は他の法律の規定により被告人が出頭しなければならないときは、その出頭すべき日時及び場所に、被告人と共に出頭すること。  
②(中略)  
イ 裁判所の指定する時期に、当該時期における当該事項について報告をすること。  
ロ 当該事項に変更が生じたときは、速やかに、その変更の内容について報告をすること。

尾田：大麻には害がないという人もいる。アパリで24年仕事をしている中で害のある人も見てきた。いろんな本が出ているが、害がないと書いている本も多く出ている。

高橋：そういう見解も良いが、それが正しいと言い切ってしまうのではどうか？ 大麻賛成の人が正しく伝えずに安全だと言っている。情報を提供したうえで。一部のダルクの方も言っている。ダルクのスタッフでアメリカにいた方も、大麻は危険ではないと言う人がいるが、それは間違っているとやっている。甘く見ていると問題意識をしている。

志立：たばこでは死なないけど、大麻でも死なないということ？

尾田：たばこも危険だということ。普段吸っていない人が使ったら危ない。

高橋：大麻については正しい情報を伝えることが大切。危ない状況でトラブルになって事件を起こしてくれば法規制は必要。あるダルクの施設長も9割は大丈夫で1割は問題があると言っている。1割の人が問題あるなら大問題。そういう人が危ない目に合っている。ちゃんと伝えないといけない。危険だというグループとそうでないグループと両極端に別れる。正しい情報を出すのが良いのではないのか？

志立：アパリとしても、高橋先生としても、害がある人とない人がいるというのは伝えないといけないですね。

尾田：刑務所に行くということは一度は執行猶予になってもやめられなかったということだから、問題だと思う。

高橋：そこまで行く人はノリでやっているというよりも、2回3回と刑務所に行っても、それだけ大麻を必要としている自身の状況を何とかする必要がある。うまく使えている人は捕まらないですよ。

志立：害があったり問題あるから捕まってるんですね。問題がある人はいますということ。精神疾患も出てますよね。もともと精神疾患があったのか？ どちらが先かという問題もある。

尾田：世界197か国のうち、娯楽用嗜好品として自由化しているのはウルグアイ、カナダ、ルクセンブルク、マルタの4か国だけ。ヨーロッパの多くの国は犯罪にしているけど検挙していないだけ。アメリカとオーストラリアは州によって異なる。

尾田：日本の現行の大麻取締法では、一般人の乱用には処罰規定がないのに、医師が医療用に処方することも、医師に処方された大麻を一般人が使うことも犯罪とされているおかしな規定になっている。

高橋：アパリでは大麻の検査キットも販売している。

尾田：大麻はイデオロギー的に大麻賛成論者が多い。もし精神疾患が出たらどうするのか？

志立：アパリや高橋先生はかなり重症で大変な方を見えていますよね。

尾田：相模原の障害者施設殺傷事件の犯人が、大麻精神病による措置入院歴があるにもかかわらず、大麻が原因で精神病になったわけではないと主張する医師もいる。

志立：大麻に害がないことにしたいわけですね。

尾田：厚労省は強いですね。そういう意見があっても大麻使用罪を創設したのだから。

<3 拘禁刑の創設>

志立：これはどういうことですか？

尾田：改善更生という言葉が入ってきた。今までは罰として刑務作業をさせるか、禁錮といって自由を束縛する刑しかなかった。その中でも監獄法が受刑者処遇法に変わって、平成18年5月24日から刑務所の中で改善指導という名のプログラムが始まった。そして令和4年に刑法も監獄法と同じにしないといけないということで改正された。刑務所は今後、札幌刑務支所の女子依存症回復支援センターのように毎日プログラムをするように変わっていくのではないかと。今のように、覚醒剤取締法違反での服役回数が増えるにつれて判決がどんどん重くなって単純所持・使用で懲役6年を言い渡されたりするのは良くないと思う。

刑務所は受刑者を改善するためにやっていく。ある程度あいまいな規定にしておく方が柔軟に運用できるから良いという官僚の意見を聞いたこともあった。高齢の受刑者に紐を結んだり解いたりという無駄なことをさせているが(低格作業)、これからは老人ホームのように何かプログラムがあったりするようになるのではないかと。

昔は高齢者の刑務所事情を福祉関係者が全く知らなかった。山本譲司さんが『獄窓記』を出版したことがきっかけになって地域生活定着支援センターができた。刑訴法で70歳以上であれば刑の執行を停止することができるとなっているが、実際にはそれ以上の年齢の受刑者がたくさんいる。拘禁刑は令和7年6月1日から施行されます。

よくプログラムの義務付けは憲法違反という主張がなされるが、刑務作業も憲法違反なのか？ 薬物は被害者なき犯罪といっても、実際は周りの人は被害を被っている。主に家族。おせっかいでプログラムを強制的にやらせてもうまくいく人はうまくいく。まさにアパリの司法サポートはそれをやっている。ある程度は強制力をもってやるのはいいと思う。自発的にダルクに入ってプログラムやる人はほんの一握り。

志立：ある程度強制力はあった方がつながりやすくなる。

高橋：失敗しても1回関わっているから、次にもつながりやすくなる。2回目の方が問題の本質がわかってきている。

志立：2回目は自発的に来ることはある。司法サポートはまさに良くなるきっかけをつくっているので、少しはお役に立ててるのかなと思う。

尾田：受刑者の中には拘禁刑に期待している人がいる。これからは毎日プログラムを受けられるのかと。しかしすでに懲役刑を受けている人には適用されない。令和7年6月1日以降に拘禁刑の判決が言い渡された人から適用されます。

高橋：先日、沖縄刑務所を見学したときに、集団行動しているグループで作業とミーティングをやっていると言っていた。それで部屋も改築していた。他はどうなっているのかはわからない。

#### <4 執行猶予制度の改正>

尾田：いわゆる「弁当切り」ができなくなる。「弁当」とは執行猶予のこと。今までは裁判を引き延ばすことで最初に言い渡されていた部分を受刑しないで済んだが、今後は執行猶予の期間内の犯罪で起訴されたら、判決が確定するまで執行猶予の効力が継続する。

次に再度の執行猶予の要件が緩和された。2年以下の懲役を言い渡されたときに変わった。前は1年以下だった。再度の執行猶予が言い渡されやすくなるのかもしれない。

高橋：窃盗罪には多く適用されるが、覚醒剤だとどうなのかわからない。

尾田：執行猶予中の再度の執行猶予について間違った解釈をしている人が多い。新法で保護観察付執行猶予中の人に対して再度の執行猶予が言い渡せないことは今と変わらない。

#### <5 保釈制度の改正>

尾田：新たに監督者制度が始まった。最近初めての適用例が報道された。裁判所が監督者を定めて監督保証金を支払せることができるようになった。保釈保証金とは違う。もし本人がいなくなったら監督者が支払った保証金も没取される。

高橋：アパリやダルクが監督者になってくれるのではないのか？ と期待する人が出てくるだろう。

尾田：アパリとしてはそれを出すことはしない。先に預かるならいいけど。あまり意味はないのかもしれない。

高橋：それは意味ないですよ。監督者自身がお金が無くなるのが困るから監督するということ。

尾田：それだけいなくなるってことですよね。

高橋：新たに不出頭罪（刑訴法95条の2）と制限住居離脱罪（刑訴法95条の3）ができて、保釈の条件に違反すると、2年以下の懲役が科せられる。通常、3日以上旅行をする場合には事前に裁判所の許可を要するという条件が付けられるが、これを守らないと2年以下の懲役になる可能性がある。

志立：3日以上というのは1泊2日まではOKということ。それ以上だと事前に弁護士が裁判所の許可をもらっておく必要がありますね。

高橋：アパリもダルクも保釈中の被告人の動向を把握しておかないといけない。

志立：どの段階で監督者が選任されるのか？

尾田：保釈を許可する時点で選任される。監督者の同意がいる。監督保証額を決めておく。いなくなったら裁判所に直ぐに報告しないとけない。

刑事訴訟法95条の2  
[不出頭罪]  
期間を指定されて勾留の執行停止をされた被告人が、正当な理由がなく、当該期間の終期として指定された日時に、出頭すべき場所として指定された場所に出頭しないときは、2年以下の拘禁刑に処する。

刑事訴訟法95条の3  
[制限住居離脱罪]  
裁判所の許可を受けずに指定された期間を超えて制限された住居を離れてはならない旨の条件を付されて保釈又は勾留の執行停止をされた被告人が、当該条件に係る住居を離れ、当該許可を受けずに、正当な理由がなく、当該期間を超えて当該住居に帰着しないときは、2年以下の拘禁刑に処する。

更生保護法57条  
(指導監督の方法)  
第3項 …ただし、第51条第2項第7号の規定により当該援助を受けることを特別遵守事項として定めている場合は、保護観察対象者の意思に反しないことを確認することを要しない。

高橋：ダルクからいなくなったときに、また帰ってくると思って放っておいて、だいぶ経った後に裁判所や弁護士が知ったときに、揉めると思う。本人にはきちんと伝えておかないといけな。今までは犯罪にはならなかったがこれからは犯罪となる。

尾田：これまでは保釈の指定条件違反が犯罪になることはなかったけれど、刑罰が科せられるようになった。

志立：それだけ違反者がいたのですね。保釈中の人がいなくなるということですね。

高橋：監督保証金は保釈支援協会を立て替えてくれるのか？

尾田：日本保釈支援協会だと、はっきりは出ていないけど「身柄が釈放される被告人の増加に寄与できるよう尽力して参りたい」と書いてありますね。

志立：監督者はどうやって選任されるのですか？

尾田：裁判所から監督人になる人に監督者の義務と被告人が逃亡した場合などに事前に納めた監督保証金が没収されることを説明し同意を得て選任されます。

高橋：保釈の対応は慎重にしていける必要がある。

尾田：それからGPSの制度もできた。

志立：カルロスゴーンの問題でできたのがGPS制度。どういときにGPSをつけるのか？

高橋：今まで認められなかった人につける。認めやすくする方法。

志立：具体的にはどうやってつけるのか？

尾田：足じゃないの？

高橋：まだ検討していると思う。令和10年から施行されるようです。

尾田：他の国のGPSの写真を見ると結構大きいですね。

俺はダルクには行きたくなくなったと言え、行かなくて良かったが、今では行かないといけなくなっています。

志立：これはいいですね。

尾田：この問題性については2017年の日本更生保護学会で報告しました。

志立：ダルクに定着しやすくなりますね。本人の意思に任せていたらダルクには行かないですよ。

高橋：これはもう決まったことなんですか？

尾田：令和5年12月1日から改正法が施行されています。

高橋：これは裁判の時に言った場合ですか？

尾田：いいえ。仮釈放の特別遵守事項として定められた場合です。

高橋：あと、更生緊急保護の拡大をしますよという改正もあるようです。

志立：何が変わったのですか？

高橋：入寮費用が出やすくなる。自立準備ホームの費用を出してもらいやすくなる。処分保留、不起訴の方でも使えますよということ。

尾田：ほぼ起訴されてしまう覚醒剤事犯だとあまり関係ないかもしれませんね。

志立：薬物に限らずどんな犯罪でもいってことですよ。対象者の拡大ですね。

高橋：収容中の者からの事前申し出は刑務所に入っている時から使えるみたいですね。刑の執行が終わった人に対する援助とかもできる。本来は関係ないのだけど、その後も面倒みますよということ。執行猶予が終わっても面倒みってくれる可能性がある。期間も拡張しますよということですね。保護観察所が柔軟に動いてくれるようになったということですね。地域住民や関係機関からも相談があった場合でも必要な援助を行うことができるようです。

高橋：ダルクでも一部執行猶予で保護観察が終わったけど、どうしようか？ となった時、連携機関としてアパリが支援を行っているときにも保護観察所に相談にのってもらえる可能性はありそうです。

志立：期限が過ぎたら終わりではないのですね。仮釈放終了後も相談や支援をしてもらえるのですね。それは良いですね。

尾田：令和6年4月1日に施行されていますね。ただ期限を過ぎた場合は対象者の意に反しないことを確認することになっています。

志立：昔、近藤さんがよく言ってましたよね。保護観察官は役人だから期間が終わったら支援を終えてしまうから困る、シームレスな支援が必要なのによって言っていました。それが実現したということですね。

尾田：緊急更生保護の拡大は処分保留、不起訴の人も対象になったということは入口支援がしやすくなったということですね。

※ 刑法等一部改正法により、刑法に関連する刑事訴訟法や更生保護法等も改正されています。



GPSのイメージ



※日経新聞2023年5月10日引用

## <6 更生保護法の改正>

尾田：これまで65条の3第2項で「あらかじめ、同項に規定する医療又は援助を受けることが保護観察対象者の意思に反しないことを確認する」とされていた規定が削除されて、令和6年4月1日から、57条3項で、特別遵守事項で指示されてあれば、事実上の強制力が働くようになりました。

Willのコラム

心のつばやき日記(7)

施設長 野呂 岳央(タケ)

依存症や精神疾患を持つ人たちにとって、「セルフケア」をいかに大事にしていくか、ということは大変重要です。私自身、セルフケアを第一に、と頼りにしている仲間からよくアドバイスをもらいます。

私自身、回復につながってからも、日常の自分のケアというものを随分おろそかにしてきたように思います。

例えば、感情を無理やり我慢して抑えたり、はたまた感情に流されて行動したり。優先順位が狂って自分の心身のことを大事にできなったり、逆に気にしすぎたり。頑張りすぎて無理してしまったり、反対に無責任に投げつけてしまったり。自分の大切にしたいことを大切にできなくなる。現実を何かでごまかす。正直になれずに相談もできずに自分の殻にひきこもる。自分自身の“病んだ”考え方に行動が支配されていく。

けどまあそういうこともある。そういう時期も必要な回復プロセスです。ただ、できるだけ早めにそこに気づけるか。そして気づくだけじゃなくどう行動を変えていくのか。それが重要なセルフケアではないでしょうか。

そういう意味では、自助グループや回復施設で学ぶことというのは、つまるところ自分に必要なセルフケアの方法なんだと思います。

しかし、セルフケアと言っても、自分で実践することではあっても、自分ひとりでできるものではありません。気づいて、変えていくには、仲間や医療など支えて応援してくれるつながりが欠かせないと思います。

依存症になったという事は、『あなたには周囲の力を借りたセルフケアが必要、それをしないと人生が大変つらいものになるよ』と言われていたようなものです。いかに日常からセルフケアを実践していくか、正直になって相談しながら試行錯誤していけるか。いろんな人とかわり、本当の楽しみを見つけていくこともそうです。自分の時間も大事ですが、人とかわらないとろくなことがないですからね。

Willも開所して1年2か月が過ぎました。今は利用メンバーも増え、登録数は10名を超えてきました。リハビリ施設や病院から出てきてつながるメンバーが大半ですが、中には依存症でないメンバーも利用しています。

多様なメンバーですが、皆セルフケアが大切なことには変わりありません。スタッフも含め、みんなでセルフケアの大切さを考え続けていきたいと思っています。

就労継続支援B型  
事業所 Will  
新規利用者  
新規作業  
大々的に募集中!!



Willの作品



作業風景

新宿区役所第一分庁舎の  
地下展示ケースにて  
区内障害者福祉施設等の  
作品展示を行います。  
Willの作品もたくさん  
展示しますので  
ぜひ立ち寄ってみてください  
日時：令和6年9月30日～  
11月1日まで

大麻検査キットを販売中！！

アプリではAmazonとShopifyで大麻のみ検出できる検査キット(尿)の販売を始めました。薬物検査は、クリーンであることを証明できるとともに、使ったことを知られてしまうから止めておこうという抑止力にもなります。

以下から購入できます  
<https://apari.or.jp/testkit/>

1個 1,540円  
1箱25個入り 30,800円  
(税込み)



左は陰性で2本のラインがでます。右は陽性でCのラインだけです。

## 藤岡ダルク 入寮者からのメッセージ

### 「大切なものと見る目」

クロスケ

NPO法人アパリは、群馬県藤岡市にある藤岡ダルクを運営しています。同施設の入寮者からのメッセージをお届けします！



はじめまして、依存症のクロスケです。

現在33歳で、藤岡ダルクに入寮して1年6ヶ月程になります。まずは簡単に私の生い立ちからお話したいと思います。

私の家は母子家庭でした。父はアルコールの問題を抱えていて家庭内暴力が酷く、母が女手一つで私を育ててくれました。朝方仕事から帰ってくる母と一緒に寝る生活を保育園の頃からしていたせいか私はとにかく朝が苦手で、いつも学校に遅刻していました。一度生活リズムが崩れ始めるとなかなか元に戻せず、ほとんど学校に行かなくなるということを繰り返して育ってきました。それは大人になっても変わりませんでした。仕事を休んでは気ますぐなり職場を変えて「自分は何故皆と同じように出来ないのだろう」「何故皆が普通にやることが普通に出来ないのだろう」と考えながらも、どうしたらいいか分からないまま生きていました。

そして私が27歳の頃、覚醒剤に出会いました。地元福岡でセックスした相手から誘われ、自ら興味を持ち「やりたい」と言いました。私はゲイなのですが、自分がゲイであることを認められない部分があり、昔から自分自身を大事にできない人間でした。「人生一度きりだし」「死ぬときは死ぬし」といった考え方で、目先の楽しさしか見ないようにしていました。

そこからすぐ自分で覚醒剤を買うようになり、仕事が辛いときや、気分が乗らずだるいときに覚醒剤でやり過ごすことを覚え、いつの間にか毎日覚醒剤を使わずには居られない状態になりました。私にとって覚醒剤はお守りのような物でした。「これがあれば何でもうまくいく」と信じていました。肌身離さず覚醒剤を持ち歩いてきたため、28歳の頃、職務質問を受け逮捕されました。留置所に当時のパートナーが面会しに来てくれたときに、私は「失いたくないと思えるような物があれば覚醒剤をやらずに済むと思う。これから大切な物を増やしていく」と言いました。それに対してパートナーは「もう沢山持っているだろう」と言いました。その言葉に衝撃を受けた筈なのですが、結局、保釈を受けたその日に覚醒剤を購入し使用してしまいました。

何故、覚醒剤を使い続けてしまうのか分かりませんでした。「自分はどうしようもない人間だ」と責め、ヤケになって覚醒剤に逃げるようになりました。1度目の逮捕から1年程経った頃、泥酔し地下鉄内で覚醒剤の入った財布と携帯電話を落としてしまいました。執行猶予中だったので、また逮捕されると長く刑務所に入ることになりました。

しばらくして、刑事から私の携帯に電話が来て「君に逮捕状が出ている」と言われました。私はその電話を切り「とにかく逃げなければ」と思い、ホテルを転々とする生活が始まりました。

今振り返っても、あの頃が一番辛かったです。ずっと独りで誰にも助けを求められませんでした。所持金も底をついて逃げるのにも疲れたとき、泊まっていたホテルの部屋から飛び降りようとしてしまいました。でも出来なかった。沢山迷惑をかけて、ずっと心配しているであろう母の顔が身を乗り出した窓の外に浮かびました。もうどうにもならないと思い、私は母の待つ実家に帰りました。すると母から「私の誕生日やけん帰ってきてくれたんやろ？」と言われました。帰宅した日が、ちょうど母の誕生日だったのです。覚醒剤に出会う前は一度も忘れたことのなかったたった一人の母の誕生日を、私は全く覚えていませんでした。「あんたが帰ってきたことが一番のプレゼントよ」と言われ、私は何も答えることができませんでした。



原美術館フェロー



地域お祭りへの  
エイサー参加

私はもう薬物で人生を無駄にしたいと思わず、以前から周りに勧められていたダルクへの入寮を決めました。藤岡ダルクには様々なプログラムがあります。自分の好きなことだけをしてきたこれまでとは違い、今まで興味を持てなかったことや、苦手だと思っていたことに取り組む機会が沢山あります。

例えば、私は料理ができないと思っていたのですが、食事当番になり約60人分の料理を作れるようになりました。最初は苦手意識が邪魔をしていたのですが、毎日仲間と一緒に当番を続けることで少しずつ出来る事が増え、当番のリーダーとなり任された期間をやり遂げることができました。琉球太鼓エイサーのプログラムでは現在副リーダーを務めているのですが、先行く仲間に教えてもらったことを今度は自分が新しい仲間に教え、サポートする難しさややり甲斐を日々感じています。地域のマラソン大会にも出ました。走ることが何よりも嫌いな自分が、仲間から誘われたのをきっかけにマラソンに挑戦してみようと思えたのは、これまで積み上げてきた「仲間と一緒に出来るだろう」という経験があったからです。完走できたとき「やってよかった」と思いました。食事当番もエイサーもマラソンも全部やってよかった。どれもこれも仲間のおかげでした。

私が仲間に教えてもらったのは物事を楽しもうとする姿勢です。自分の側に準備があれば、何事も楽しむことができる。馬鹿馬鹿しいと思うことも一旦やってみるのも全部自分次第で、そういう目で見ることができれば、藤岡ダルクの生活は「やってよかった」がいっぱいある。今はそう思っています。

1度目の逮捕のとき、私は自分の身の回りにある大切なものが全く見えていませんでした。あのときパートナーから言われたことが当時はよく分からなかったけれど、今振り返ると最初から沢山の大切なものに囲まれて生きていたのだと思います。

私はそれに気付ける自分で居たいです。大切なものがちゃんと目に入る視野を持ち続けて、それを養って大事にしていきたい。そして自分自身も大事にできるように、これからも仲間とともに回復し続けていこうと思っています。



北軽井沢フェロー

### 嗜癖行動家族教室(第2土曜日)

## 家族問題を中心にテーマをリニューアルしました！

◇ぜひご参加ください◇

～テーマ～

- 第1回 家族とは？ ～家族システム～
- 第2回 家族を「見る」 ～ジェノグラム作成～
- 第3回 家族内コミュニケーション ～家族関係の「ゆがみ？」～
- 第4回 家族の歴史 ～世代伝播とは～
- 第5回 依存症と家族 ～共依存やイネイブリング～
- 第6回 発達障がいと家族 ～アスペルガーとカサンドラ～
- 第7回 家族の回復とは
- 第8回 まとめ



講師：梅野充



【講師】梅野充（アパリクリニック精神科医師）

【対象】ご家族、支援者等 全8回のどの回からでも参加できます。

【参加費】3,000円（2名以上の場合は4,000円）

※11月11日(月)の家族教室は佐久平で開催します！！(昼・夜合同)  
先着8名様ですので、お申込みはお早めをお願いします。  
詳細はお問合せください。



特定非営利活動法人  
アジア太平洋地域アディクション研究所

○アパリ東京本部  
〒162-0055  
東京都新宿区余丁町14-4  
AICビル1階  
電話：03-5925-8848  
FAX：03-5925-8984  
Email：info@apari.or.jp

○藤岡ダルク  
〒375-0047  
群馬県藤岡市上日野2594番地  
電話：0274-28-0311  
FAX：0274-28-0313  
○入寮費：月額13万円+生活費  
1日千円（初月のみ14.5万円）  
（税別）  
\*生活保護の方も可能  
○入寮条件：依存症から回復  
及び自立をしようとしている  
本人。男性のみ。  
○入寮期間：個人により差が  
あります。  
<https://fujiokadarc.com/>



2019年7月よりホームページが新しくなりました。ぜひご覧ください。  
<https://apari.or.jp>  
<https://www.facebook.com/AsiaPacificAddictionResearchInstitute/>

発行責任者：志立玲子  
2024年9月1日発行  
定価 1部 100円

## ＜司法サポートのご案内＞

《薬物事犯で逮捕された刑事被告人に対する支援》

薬物犯罪で逮捕されたら刑務所に行くか、再犯防止に向けた何の取り組みもないまま執行猶予の判決を受け、また薬物のある日常に戻るしかなかった日本において、初めて刑罰以外の再犯防止に向けた取り組みを2000年7月からしています。

保釈中の刑事被告人に対する薬物研修プログラム、情状証人出廷、上申書作成、入寮契約、身元引受契約、出所出迎え、法律相談などあらゆるニーズにお応えします。なお、アパリの司法サポートを利用された方の再犯率は10%以下です。保釈中のプログラムの提供、受刑中の身元引受、出所出迎えをしてリハビリ施設につなげるまでをコーディネートします。

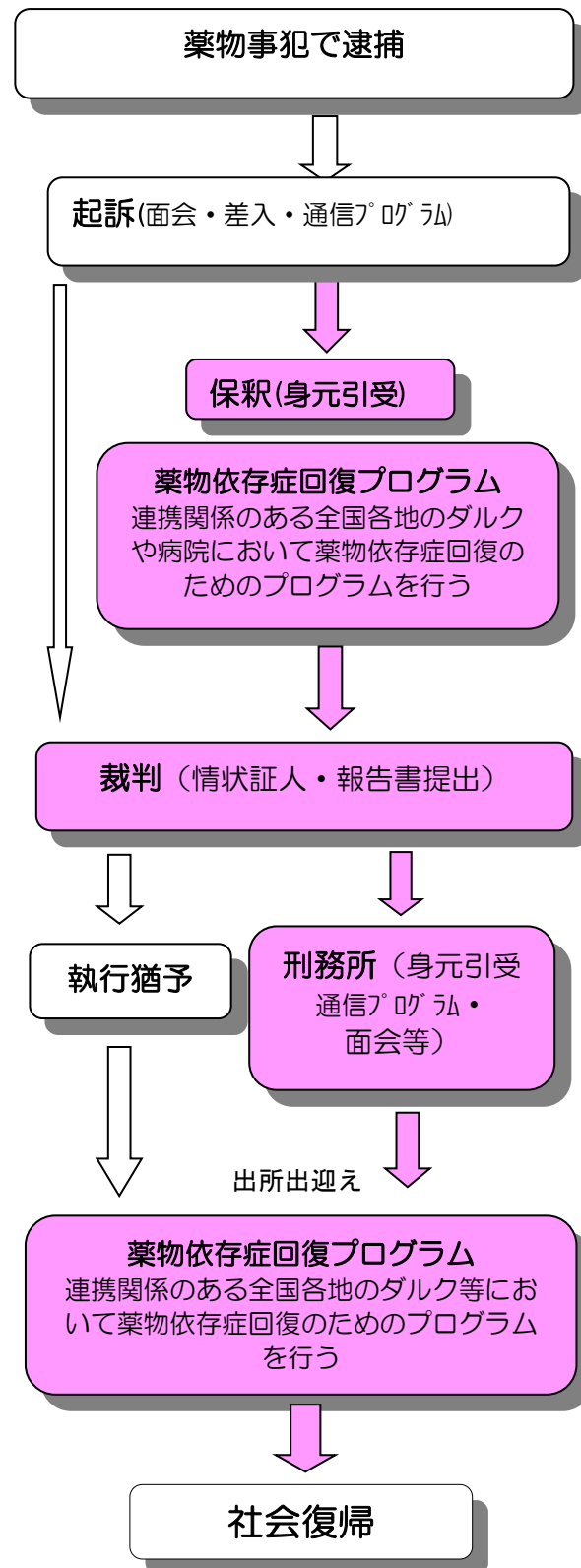
ギャンブルの問題が原因で逮捕された方やクレプトマニアの方の司法サポートも行っています。

[料金：コーディネート費用として20万円(税別)。交通費・宿泊費の実費が別途必要です]

窃盗、横領、詐欺等で逮捕されたご家族の相談もお受けしています。

【お問合せは東京本部まで】

## アパリの支援



## ＜アパリ家族教室スケジュール・東京＞

第1月曜	連続講座	土曜	嗜癮行動家族教室
9/2(月) 13:30～ 18:30～	第7回 薬物問題を持つ人の家族の 回復プログラム	9/14(土) 17:00～	第8回 まとめ
10/7(月) 13:30～ 18:30～	第8回 あなたの環境や状態をいいものに 変えよう	10/12(土) 17:00～	第1回(新) 家族とは？ ～家族システム～
11/11(月) 13:30～	第1回 薬物依存症によるダメージと回復 in 佐久平	11/9(土) 17:00～	第2回(新) 家族を「見る」 ～ジェノグラム作成～
12/16(月) 16:00～ 18:00	家族教室クリスマス会 ゲスト:未定	12/14(土) 17:00～	第3回(新) 家族内コミュニケーション ～家族関係の「ゆがみ？」～

【対象】ご家族、支援者等(本人は参加できません)

どちらも全8回の講座ですが、どの回からでも参加できます。

【場所】アパリ東京本部 【参加費】3,000円(2名以上の場合は4,000円)

連続講座 講師:志立玲子(精神保健福祉士・公認心理師)

アシスタント:進藤俊明(青梅アライブ・精神保健福祉士)

嗜癮行動 講師:梅野充(アパリクリニック精神科医師)、志立玲子